別添

○　身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について（平成15年２月27日障企発0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）(抄)

(変更点は下線部）

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 別紙身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について［総括事項］～[小腸機能障害]　（略）[ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害] １～７　（略）（質疑）８．身体障害者手帳の交付を受けた者が、その後、更生医療等の適用により、障害の程度が変化することが予想される場合については、他の障害と同様に再認定を付記し、等級変更等を実施することとして取り扱ってよいか。（回答）抗HIV療法を継続実施している間については、この障害の特性を踏まえ、原則として再認定は要しないものと考える。 [肝臓機能障害] １～３　（略）（質疑）４．Child-Pugh分類による合計点数と肝性脳症又は腹水の項目を含む３項目以上が２点以上の有無は、第１回と第２回の両方の診断・検査結果が認定基準に該当している必要があるのか。（回答）第１回と第２回の両方の診断・検査において認定基準に該当していることが必要である。ただし再認定については疑義解釈１３．を参考にされたい。（質疑）５．肝性脳症や腹水は、どの時点の状態によって診断するのか。（回答）肝性脳症や腹水は、治療による改善が一時的に見られることがあるが、再燃することも多いため、診断時において慢性化してみられる症状を評価する。なお、関連して、血清アルブミン値については、アルブミン製剤の投与によって、値が変動することがあるため、アルブミン製剤を投与する前の検査値で評価する。６～１２　（略）（質疑）１３.初めて肝臓機能障害の認定を行う者の再認定の必要性に関して、ア．Child-Pugh分類による合計点数が例えば第１回９点、第２回10点の場合は、再認定を付して認定しなければならないのか。イ．Child-Pugh分類による合計点数が７点から９点の状態であり、再認定の際にも同じく７点から９点の状態であった場合、再度、再認定の実施を付しての認定をしなければならないのか。（回答）ア．再認定の必要性については、第２回目の検査時点の結果をもって判断されたい。イ．再認定の際にも７点から９点の状態であった場合は、一律に再認定が必要とするのではなく、指定医と相談のうえ個別に障害の状態を確認し再認定の必要性を判断されたい。 | 別紙身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について［総括事項］～[小腸機能障害]　（略）[ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害] １～７　（略）（質疑）８．身体障害者手帳の交付を受けた者が、その後、更生医療等の適用により、障害の程度が変化することが予想される場合については、他の障害と同様に再認定を付記し、等級変更等を実施することとして取り扱ってよいか。（回答）抗HIV療法を継続実施している間については、この障害の特性を踏まえ、原則として再認定は要しないものと考える。　　ただし、治療の経過から、抗HIV療法を要しなくなると想定される場合については、再認定を付記することは考えられる。その場合、抗HIV療法を要しなくなった後、改めて認定基準に該当する等級で再認定を実施することとなる。 [肝臓機能障害] １～３　（略）（質疑）４．Child-Pugh分類による合計点数と３点項目の有無は、第１回と第２回の両方の診断・検査結果が認定基準に該当している必要があるのか。（回答）第１回と第２回の両方の診断・検査において認定基準に該当していることが必要である。（質疑）５．肝性脳症や腹水は、どの時点の状態によって診断するのか。（回答）肝性脳症や腹水は、治療による改善が一時的に見られることがあるが、再燃することも多いため、診断時において慢性化してみられる症状を評価する。　　６～１２　（略）（新規） |